

NEWS RELEASE

SHIMANE 島根銀行

(総合企画グループ)

〒690-0842 松江市東本町二丁目 35 番地

TEL (0852) 24-1234 代表

平成 28 年 10 月 24 日

鳥取県中部を震源とする地震災害に対する措置について

この度の地震で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
島根銀行（頭取 青山 泰之）では、被災されたお客さまに、下記のお取扱いをさせていただきますことと致しましたのでお知らせします。

記

1. 実施内容

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しさせていただきます。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応じます。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じます。
- (4) 今回の震災の被害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立てに応じます。
- (5) 手形の不渡処分について配慮いたします。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応じます。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応じます。
- (8) 震災の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談、返済猶予等、適切な処置を講じます。

2. 実施対象店舗

全営業店

3. 取扱開始日

平成 28 年 10 月 24 日（月）

以 上

本件に関するお問い合わせ先
島根銀行 業務管理グループ
担当：秦 TEL (0852) 24-1237